



造園技能士の常駐を義務付ける植樹等管理業務及び指名業者選定方法 について（通知）

技術基準の種類：例規
通知日：平成15年 2 月17日

管第 2 5 8 9 号
平成 1 5 年 2 月 1 7 日

日野総合事務所県土整備局長
部 内 各 課 長
各 地 方 県 土 整 備 局 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長
鳥 取 空 港 管 理 事 務 所 長

} 様

県 土 整 備 部 長

造園技能士の常駐を義務付ける植樹等管理業務及び指名業者選定方法
について（通知）

植樹等管理業務については、生き物を取り扱うこと及び修景的に高い技術・技能が要求されることから、下記のとおり、一定の業務における 1 級又は 2 級造園技能士の常駐を義務付けるとともに、当該業務に係る指名業者の選定方法を定めたので、適切に業務を執行してください。

記

- 1 対象業務
(1) 高木又は中木の植付、支柱取付及び剪定等の樹木管理が含まれる管理業務
(2) その他、造園技能士の技術が必要とされる管理業務
- 2 特記仕様書への記載
植樹等管理業務委託に係る特記仕様書に、1 級又は 2 級造園技能士の現場常駐義務を明記すること。
- 3 対象業務に係る指名業者の選定方法
「造園技能士の常駐を義務付ける工事の指名業者選定方法について（平成 1 4 年 7 月 2 日付管第 7 5 9 号鳥取県県土整備部長通知）」と同じ。
- 4 適用期日
平成 1 5 年 4 月 1 日以降起工決裁のものから適用する。